

新規就農のご案内



北海道砂川市

〒073-0195

北海道砂川市西7条北2丁目1番1号

砂川市経済部農政課

TEL 0125-54-2121 (内線 2211)

◎新規参入者募集要件

① 砂川市内で独立・自営就農を目指す方

砂川市内に居住し、市内での就農を目指す方を募集します。

② 原則、就農時の年齢が20歳以上50歳未満の方

農業は重労働ですので、十分な体力が必要です。

就農時の年齢が50歳未満の場合、農業次世代人材投資資金（準備型）、農業次世代人材投資資金（経営開始型）などの国の支援が受けられ、また、青年等就農計画の認定を受けることにより青年等就農資金の借入ができますので、新規就農には有利です。

③ 農業経営に強い意欲を有している方

農業で成功するには、多大な努力と経営手腕が必要です。

給与所得者のように、毎年決まった金額が入ってくるわけでは有りませんし、天候によって収入が左右されることもあります。

「のんびりと田舎暮らしをいたい」、「ほかに仕事が無いから農業をやろう」という安易な考えでは成功しません。

④ 原則、配偶者又は18歳以上65歳以下の同居の親族を有する方

農作業は重労働であるため、ひとりで行うと、非常に厳しく孤独な時間が続きます。しかし、農作業を2人以上で行えば何倍にも効率が良くなる作業が多く有ります。

農業をするには、家族の理解と協力が重要です。たとえ家族が農業をやらない人であっても、精神的に大きな支えとなります。

⑤ 就農時までに経営規模に見合った営農資金が確保できる方

農業を始めるには、初期の設備や機械投資に相当なお金が必要となります。

また、初期投資ばかりでなく、営農を開始してもすぐに所得を確保できるとは限りませんので、設備資金のほかに2～3年分の生活資金を準備しておく必要があります。

施設野菜経営の場合で、就農までに概ね500万円以上準備できれば、無理のない就農計画が策定できます。

◎砂川市の概要

砂川市は、札幌市と旭川市のほぼ中央に位置し、その市域は、東西に約 10.5 キロメートル、南北に約 12.7 キロメートル、総面積は 78.68 平方キロメートルで、市街中心部は、平地地帯と石狩川の間に南北に細長く展開し、中央を国道 12 号のほか、道央自動車道と JR 函館本線がそれぞれ縦貫しています。

昭和 49 年に緑化宣言を行い、さらに同 59 年には環境庁から道内初のアメニティ・タウン（快適環境都市）の指定を受けました。

以降、アメニティ・タウン構想を軸に「公園の中に都市がある、美しいまちづくり」を推進し、市民一人あたりの都市公園面積は 212.27 平方メートル（平成 27 年 3 月現在）と日本一を誇っています。



◎砂川市の農業

砂川市の農業は水稻を中心に、トマト、ミニトマト、きゅうり、玉ねぎの生産が好調で、品質向上が市場に受け入れられ「砂川ブランド」としての評価が広がっています。

水稻、玉ねぎなどの土地利用型農業とトマト、きゅうりなどの施設園芸との複合経営が盛んで、近隣市町に比べ 1 農家あたりの経営面積は小さいですが、効率的な農業経営が展開されています。

高品質で安心・安全な農作物の生産を目指しており、平成 27 年 12 月には、J A 新すながわ産特別栽培米ゆめぴりかが「第 1 回ゆめぴりかコンテスト」において最高金賞を受賞しました。

・主要作物の作付面積と生産額

農作物	作付面積	生産量
水稻	442ha	1,448.4t
トマト	2.31ha	213.2t
ミニトマト	4.36ha	211.9t
キュウリ	2.86ha	378.4t
玉ねぎ	94.74ha	4619.4t
花卉(ヒマワリ)	1.23ha	444 千本

(令和 4 年度 農協調べ)

◎主な新規就農者支援制度

○砂川市新規就農者支援事業

- ・新規就農者が農地の利用権を設定した場合、就農した日から5年間、農地の年間賃借料の2分の1を助成します。（年間5万円を限度とする。）
- ・就農した日から3年以内の農業経営に必要な農業機械、施設・資材の購入に要する経費に対し、10分の3以内、90万円を限度に助成します。

○新規就農者育成総合対策

・就農準備資金

50歳未満での新規就農を目的に、先進農家等で研修等を受ける方に、最長2年間、年間150万円を給付します。（夫婦で研修を受ける場合は1人150万円、計300万円を交付）

※就農しなかった場合は、給付金を返還しなければなりません。

・経営開始資金

50歳未満で独立・自営就農される方に、農業を始めてから経営が安定するまで、最長3年間、年間150万円を給付します。（夫婦ともに就農する場合は夫婦合わせて1.5人分を交付）

・経営発展支援事業

就農後の経営発展のために、都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入（果樹の新植・改植、機械リース等も対象）を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

(1)対象者：49歳以下の認定新規就農者

(2)支援額：補助対象事業費上限1,000万円 （経営開始資金の交付対象者は上限500万円）

(3)補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

〈例〉国1/2、県1/4、本人1/4

○青年等就農資金

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸付けます。

(1)貸付対象者：新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者（45歳未満で農業経営を開始してから5年以内の方）

(2)資金使途：施設、機械の取得等（農地等の取得は除く）

(3)貸付限度額：3,700万円

(4)貸付利率：無利子

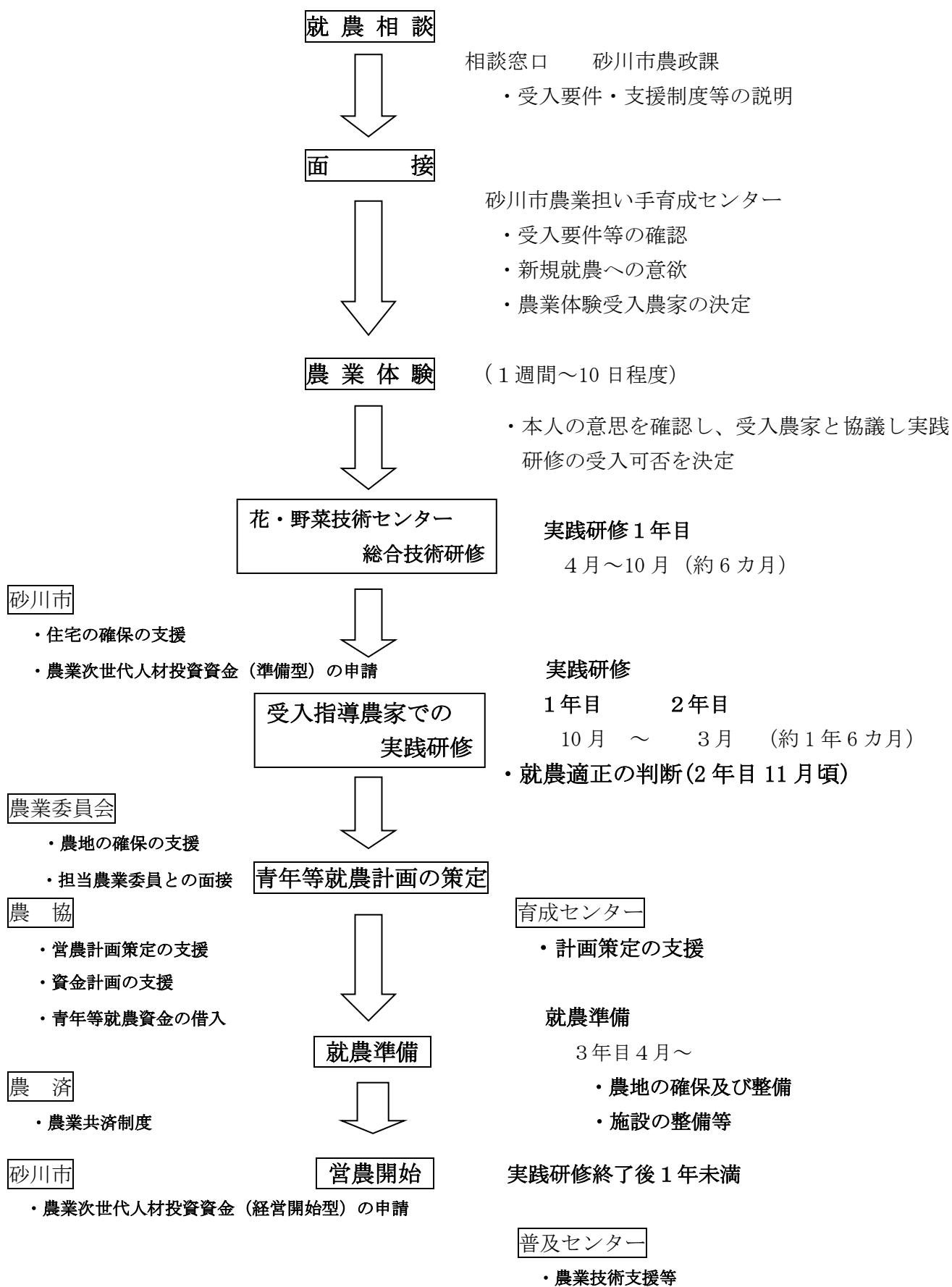
(5)償還期限：17年以内（据置期間5年以内）

(6)担保・保証人：融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要

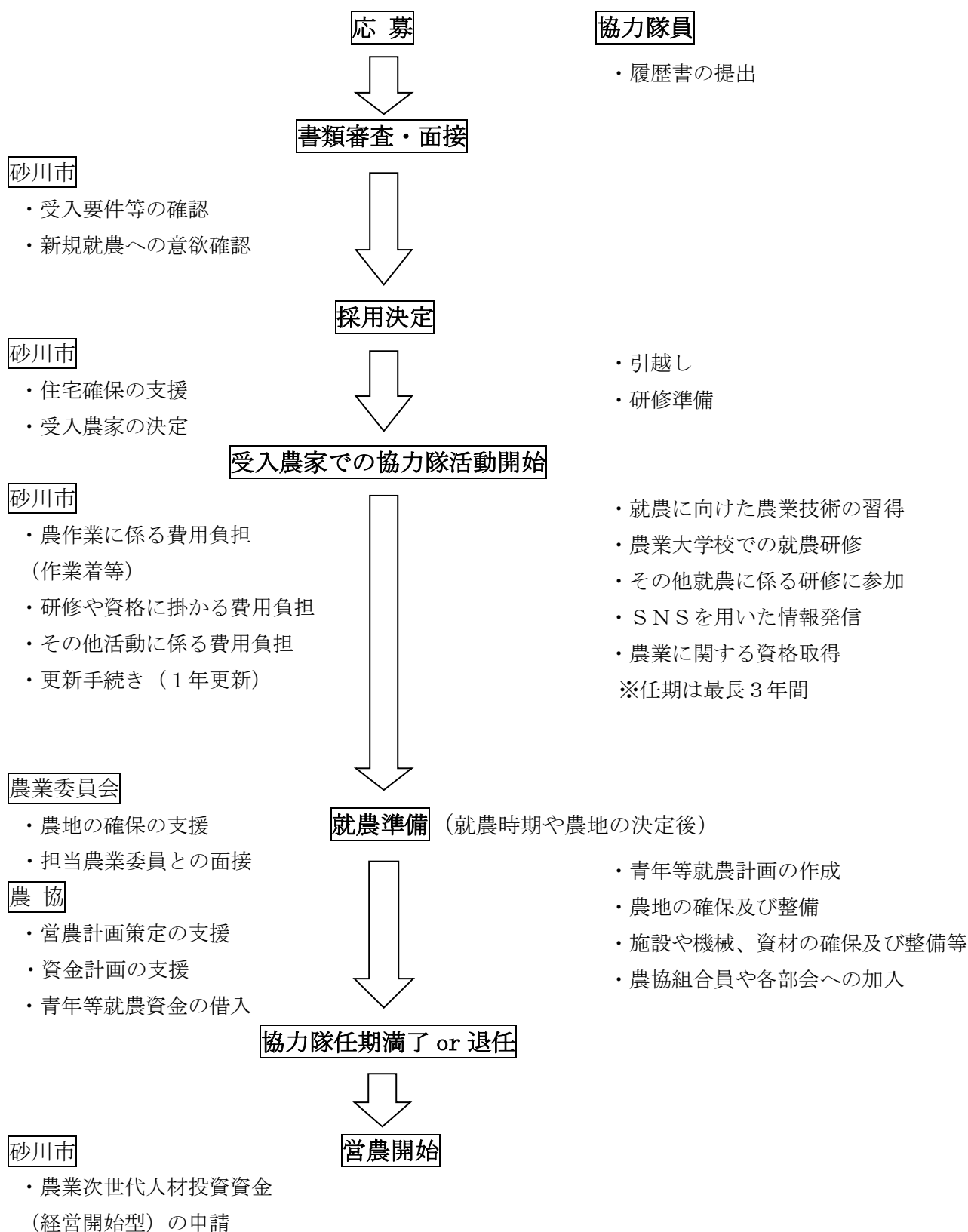
○就農研修者大型特殊免許取得支援事業（北海道農業担い手育成センター）

認定新規就農者が就農計画に基づく研修を行うため必要とする大型特殊免許取得に係る費用の2分の1以内を助成（5万円を上限とする。）

◎就農までの流れ



◎就農までの流れ（協力隊）



※青年等就農計画とは

新たに農業を始める方が作成する事業計画書のことです。就農後5年間の生産量や収入、作付面積など、個人の農業経営のあり方について計画を立て、それが市町村に認められると認定新規就農者となります。認定新規就農者になると、国から支援措置（無利子資金の貸し付けなど）の対象となります。